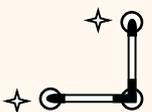
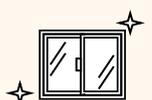


あなたの家のリフォーム



補助金などの対象になるかも？

住宅リフォームを助成・補助する市の制度をいくつか紹介します。
住宅リフォームを考えていて、条件に該当する場合は、ぜひご利用ください。
なお、募集件数・予算には限りがあるものもあります。

事業・制度名	対象となる工事など	申請できる人	助成・補助率 (上限額)	問い合わせ先
介護保険 住宅改修費の 支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑りの防止や移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更 ・引き戸などへの扉の取り替え ・洋式便所などへの便器の取り替え ・上記改修に付帯して必要となる住宅改修 	要介護・要支援と認定された人 ※詳細は、担当のケアマネジャーに要相談	利用者負担分 (1割・2割・3割)を除いた金額 (上限20万円)	介護保険課 ☎086-803-1241 
すこやか 住宅リフォーム 助成制度 	住宅（外部進入路含む）の改造で、対象者の居住に適するように改造することで、対象者の自立の助長、介護者の負担軽減が図られる標準的仕様の工事 ※助成申請前に着手または完了している改造工事や、新築または改築・増築、維持補修的な工事などは助成対象外 ※改造工事は申請から完了までを同じ年度内に行う必要あり	以下のいずれか ①60歳以上で身体機能の低下や障害などのために日常生活を営むうえで介助を要する人（65歳以上は、要介護・要支援と認定された人） ②64歳以下で身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、障害の程度が2級以上で視覚または肢体に障害があり、日常生活を営む上で介助を要する人	市が認定する額の 3/5 (上限60万円※) 市民税非課税世帯・生活保護世帯は助成率変更あり ※「介護保険住宅改修費」などの支給対象工事を含む場合は上限額が40万円	福祉援護課 ☎086-803-1216 
移住者・ 二拠点居住者 向け中古住宅 リフォーム補助 制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の業者による、市内の中古住宅のリフォーム工事 ・上記に関連する附帯工事（外構工事など） ※リフォーム後に居室、台所、便所、浴室、洗面設備、収納設備があること	以下の全てを満たす移住者 ・移住・二拠点居住をする理由が、転勤、進学ではない人 ・令和4年4月1日以降に岡山市に転入した、または二拠点居住を始めた人 ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった人 ・実施報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある人 ※二拠点居住者は、あらかじめ届出と水道の常時利用も必要になります	10/10 (上限20万円) 中古住宅を購入する場合は、購入補助もあり	移住定住支援室 ☎086-803-1335 
住宅用スマート エネルギー導入 促進補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓断熱（窓、ガラス）の設置 （公財）北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であり、既存住宅へ太陽光発電設備と併せて導入するものに限る	窓断熱を設置する住宅に居住・住民登録し、市から同種の補助対象機器に係る補助金を受けていない人	1/3 (上限10万円)	地球温暖化対策室 ☎086-803-1282 

※申請できる人は、上記のほかに市税の完納などの条件があるものもあります。